

～保険代理店に求められるRMの知識～

11

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

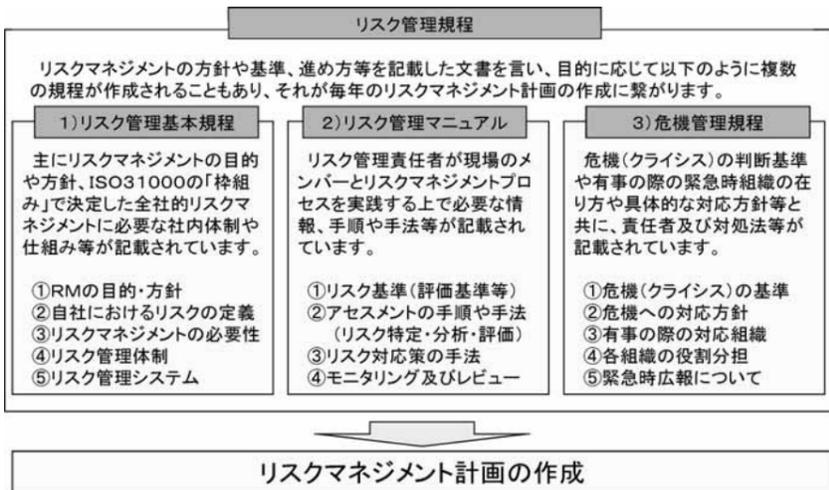
◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して...

第11回「枠組み」の実践② ～リスク管理規程の作成～

全社的リスクマネジメントを実施する上で必要なのは、組織内でリスクマネジメントに対する認識やルールを共有することであり、一貫した方針や手順を明確化した「リスク管理規程」は必要不可欠です。

1. リスク管理規程とは？

リスク管理規程とはリスクマネジメントの方針や手順を定めた社内規程ですが、決まった形やルールがある訳ではありません。一般的にはリスクマネジメントに対する会社の姿勢や取組み方針を明確にし、リスクマネジメントの必要性や重要性、ISO31000の「枠組み」で決定した社内のリスク管理体制等を共有することを目的とした「リスク管理基本規程」と、「リスクマネジメントプロセス」を全社的に統一感を持って実践するために具体的な取組み手順や手法を定めた「リスク管理マニュアル」を作成している企業が多いと見られます。



2. リスク管理規程の必要性

会社法施行規則第100条第1項第2号には業務の適正を確保するための体制として、「損失の危険に関する規程その他の体制」を作ることが明文化されています。つまり、「リスク管理規程の作成」と「社内体制の構築」の必要性が明文化されており、大会社（資本金5億円以上、負債総額200億円以上の会社）については義務となっています。

3. 「リスク管理規程書」の内容について

前述のように、リスク管理規程書には画一的なフォームや雛形がある訳ではありません。リスクマネジメントに100%の正解はなく、自社の規模・特性・社会性等から判断・決断していくものであり、それはリスク管理規定でも同じです。

1) 「リスク管理基本規程」

リスクマネジメントの「枠組み」で決定した事項を中心に記載した規程であり一般的にはリスクマネジメントの目的や方針、リスクの定義等が記載されています。また、自社を取り巻く事業環境や理念・ビジョンの視点からリスクマネジメントの必要性や重要性を述べると共に、リスクマネジメントに取組むための社内体制や役割・責任の所在等が記載されていることも多いでしょう。

2) 「リスク管理マニュアル」

「リスクマネジメントプロセス」の流れに沿ってリスクマネジメントを実践するために必要な手順や手法、情報を中心に記載されています。具体的には、リスクマネジメントプロセスを推進するための「コミュニケーション及び協議」の進め方や「結果」や「起こりやすさ」の基準やリスクの構成要素等に関する内容等が記載されています。その上で、それらの基準や情報に基づいてリスクアセスメント（「リスク特定」「リスク分析」「リスク評価」）の実施手順や具体的な手法及びリスク対応策の検討方法や選択基準等が記載され、最後に「モニタリング及びレビュー」の実施方法や評価基準についての記載があるのが一般的です。

3) 「危機管理マニュアル」

事故発生後の「クライシス（危機）」に組織としてどのように対応していくかという方針やルールが記載されています。日本には地震・台風という避けることができない大きな自然災害リスクがあることから、リスク管理マニュアルは無くても「危機管理マニュアル」や「BCP」は作成しているという会社も少なくありません。具体的な内容としては、重大性のレベルや発生場所、発生時間等に応じた責任者や緊急時対応組織の在り方や各人及び各部署の役割等が記載されます。

マイナンバー制度で事業者が注意すべきこと

内閣府、中小企業向けに入門編資料を公表

報酬の調書などで外部者のマイナンバーも必要
内閣府ではこのほど、中小企業向けのマイナンバー入門編の資料を公表しました。今年10月からマイナンバーが住民票の住所に簡易書留で通知され、来年1月から順次、利用が始まります（日本年金機構の情報漏えい事件を受け、参院内閣委員会はマイナンバー法改正案の採決を当面先送りすることを決めています）。

書や不動産関係の調書では、外部の人（講演等の講師や不動産の個人地主など）のマイナンバーを記載する必要があります。
個人情報保護法よりも厳しい保護措置求められる
資料では、事業者が注意すべきポイントとして、①取得、②利用・提供、③保管・廃棄、④安全管理措置の4つに分けて示しています。それぞれの重要ポイント等は次のとおりです。
①取得
マイナンバーの取得の際にはあらかじめ利用目的を特定して通知または公表することが必要です。

の裏面にはマイナンバーが記載されますが、法律で認められた場合以外で、書き写したり、コピーを取ったりすることはできないので注意して下さい。
③保管・廃棄
必要がなくなったらマイナンバーを廃棄または削除するというルールを取扱担当者に浸透させて下さい。また、廃棄や削除を前提に、書類やデータのファイリングの仕方などを工夫して下さい。
④安全管理措置
従業員が数名といった事業者の情報管理の電子化など必要以上の取組みを求めるものではありません。従業員が通知カードを紛失などしないように、10月までに社内報や掲示板等で、従業員への制度概要の情報提供を行って下さい。

知ってトクする -820- 税務情報

